

尊厳をもって死に到るまで生きること

清水 哲郎

はじめに 《尊厳ある死》と《尊厳死》

「尊厳死」という用語は、国内の新聞等に登場して以来¹、「徒な延命治療をしないで、死ぬことを許容する」、あるいは「消極的安楽死」ということと同義であるかのように解されている。しかし、これは決して自明のことではない。例えば、「尊厳死」という用語の元になったと思われる英語の表現はであるが、これらをインターネットで検索してみると、

〈death with dignity〉（尊厳を伴う死）

については、合衆国オレゴン州の尊厳死法の話ばかりが目立つ。これは、ターミナル期の患者の明確な意思に基づく場合、〈医師に幫助された自殺〉（PAS）—医師が死を目的とする薬の処方をする事で患者が合法的に入手した薬を使うもの—を一定の条件の下で許容することを定めたものであり、この限りでは、「尊厳死」とはターミナル期の患者の医師に幫助された自殺のことを指すかのようだ。

そこで、右の事情で「尊厳を伴う死」では見えにくくなっている事柄を見るために、

〈dying with dignity〉（尊厳をもって死に至ること）

を検索してみる。すると、これは、本来の意味としては、死に行く人が最後まで尊厳をもって生きること指す表現であって、特定の死に方や、死の選択を指すものではないことが分る。最後まで快適に、尊厳を保って生きることができるためにどうしたらよいか、ということへの答えの一つとして、「徒な延命はしない」とか「痛みをコントロールをしっかりやる」といったことがあるが、だからといって、こういうことをやっていれば〈尊厳ある死〉に至るというものでもない。例えば、あるカナダのケアに関わる団体のヘルスケア倫理ガイドでは「死に向いつつある人々にケア、共感、快さを提供する」ことを目指し、「確実に尊厳と平和を伴った死になる」ような環境の必要性を語っている²。また、別のケア提供者は、同様のことを「尊厳ある〈死〉」としてではなく、「尊厳ある〈最後の生〉」として「尊厳および痛みと不快なことからの自由（解放されてあること）をもって」過ごすことを目指すことが謳われている³。このように、「尊厳」は、「快さ（快適さ・気持ちの穏やかさ）」、「平和」「不快さや痛みから解放されている」といった状態と並んで、ケアが死に向いつつある人に提供しようとするあり方の一つなのである。以上のことから、「尊厳死」が、徒な延命治療をしないこと、ないし中止することによって至るような死を指す用語となっているのは、日本の事情によるところが大きいことが分る。

このようなことになったについては、「尊厳死」という造語自体にも問題があると思う。というのは、英語の「尊厳ある死」に対応する表現においては、「尊厳ある」というのは死について言っているのではなく、死に行く人について「尊厳ある」といっているのであるが、「尊厳死」という表現だけを見ると、「尊厳」は「死」を形容しているように思えてしまわないだろうか（実際、この表現の死を美化する効果が、「尊厳死」を使う言説において利用されているくらいがないわけではない）。だが、そもそも死自体は尊厳があつたりなかつたりするようなものではなく、人に尊厳が伴うのである。

加えて、「死ぬ」という動詞の現在分詞 dying は、決して「死に向いつつある」と和訳して良いものではない。以上でもすでに、「死に向って生きる」などと訳したような意味合いであること、つまり〈dying with dignity〉とは、死のことではなく、最後の生のことであることにも留意しておき

たい。

そこで、以下では、死自体に目を向けるのではなく、死に向かっている人に目を向けて、その人の尊厳について考え、まず〈尊厳ある死〉が本来何を意味していたのかを、〈尊厳〉という語の意味を手がかりに明らかにし、尊厳死をめぐる言説には、この語のいくつかの意味の混同がみられることを指摘した上で、現在の日本の状況において「尊厳ある死」についてどう考えるべきかを考えたい。

1 〈尊厳〉ということ

〈尊厳〉とはどういうことかを探ることからはじめよう。まず、日本語の辞書を見てみると、広辞苑も大辞林もほとんど同じ表現で（漢字か平仮名か程度の違い）

「尊くおごそかで侵しがたい・こと（さま）」

と説明し、また、漢語に由来する熟語であることがわかる。国王というような高い地位にある人等の威厳ある振舞い・あり方を表現する語であったように思われる。次に、「尊厳ある死」といった表現中の「尊厳」は、すでに言及したように英語〈dignity〉の訳語であるので、〈dignity〉の辞書的意味を理解するために、試みに英語を母国語としない人に対する解り易い説明で定評のある Cobuild 英語辞典を調べてみると、以下に挙げる 3 通りの定義が載っている⁴（他の英語辞典も実質的にそれほど異なっていない）。

〈尊厳 1〉—威厳ある振舞いやみかけ 第一の用法は次のように説明されている。

「尊厳とは、真面目、沈着にして自己抑制の効いた振舞いやみかけ (behaviour or an appearance which is serious, calm, and controlled) のことである。賞賛を込めて使われる」

つまり、これはまず、皇帝、法皇、裁判官といった人たちに期待される「重々しい」「威厳に満ちた」様子や振舞いを形容する語なのである。広辞苑や大辞林の「尊く厳かで侵しがたいようす」と説明される「尊厳」は、まさにこの意味での dignity に適切に対応する訳語だったのである。おそらく、文学の世界で権威ある人々が登場するというような場面で使われる dignity が念頭にあって、翻訳に際してこのような訳語が選ばれ、また英和辞典が作成されたのであろう。

ただし、「尊厳ある死」における「尊厳」はこの第一の用法ではない。しかし、以下に述べる第二、第三の用法の dignity も、この第一の用法に引き摺られて「尊厳」と訳されてしまった。

〈尊厳 2〉—尊重に値するという性質 dignity の第二の用法はこう説明される。

「尊厳とは、尊重に値するという質のことである (the quality of being worthy of respect)。」

この用法は次のように考えることができよう。

「Xには尊厳がある」

という語る人は、こう語ることによって、

「Xを尊いものとして大事に遇しななければならない、Xを弄ルビ:もてあそんではならない」

と語りかけている。すなわち、この意味における尊厳は、尊厳を備えると語られるものに対する周囲

の者たちの振舞いについて規定する表現、いいかえれば、そうした限定された振舞いをすべき対象がもつと看做される性質を指す語なのである。

権利と尊厳 したがって、この意味における尊厳は、尊厳あるとされるものについて三人称で語る場面で意味が成立している。例えば、「すべての人には尊厳がある」というような場合、人はどんな状態になっても尊重にあたいするというあり方を失うことはない、客観的に語っているのであり、それは尊厳の主体である当の本人が主観的にどう感じるかは独立の性質である。世界人権宣言において、全ての人は等しく権利と尊厳を持っていると宣する時の尊厳は、まさしくこれである。このような尊厳は、認知症がどんなに進もうと、あるいは遷延性意識障害がいくら続こうと、脳死状態になろうと、失われない。

しかし、人をいくらながめまわしても、解剖しても、どこにもこれが《尊厳》だといえるようなものは見出せない。それは丁度、「人間の権利」というけれども、人間をいくら分析しても「これが権利の実体だ」と言えるようなものはどこにもないのと同様である。では「人間にはさまざまな権利がある」とはどういうことかと言えば、権利があると語られる人（A）に対して、周囲のものはどう振舞うべきかということを、このように表現しているのである。例えば、「Aには自由に動き回る権利がある」とは、周囲のものに対する「Aが自由に動き回るのを妨げてはならない」という指令に他ならず、つまり、「権利」とは、人間同士の関係において成り立っている基本的なルール（社会的な合意事項）についての表現なのである。第二の用法における「尊厳」についても同様のあり方が成り立っていると思われる。

「Aには尊厳がある」とは、周囲のものに「Aに対して・・・であれ」と指令する表現にほかならず、したがって、「尊厳があるかどうか」とAを調べても、何も出てこない。尊厳もまた、任意の人間に周囲の人間はどう対応していくべきかについて、社会的に成り立っている合意事項の表現だからである。

権利と尊厳について付言すれば、同じく人間同士の関係について語るとしても、権利と尊厳には差異もある。「Aの権利」は、Aが主体として活動するという場面で、周囲の者がそれにどう対応すべきかについて語る。これに対して、「Aの尊厳」は、Aに対して周囲の者が主体として活動する場面で、周囲の者がどのように振舞うべきかに制限を加える。このようにAが活動の主体であるか、客体であるかによって、権利と尊厳という概念の区分ができたと言うことができよう。

以上の意味の「尊厳」の用法は、受精卵をどう扱うかというような議論において持ち出される「人間の尊厳」についてみることもよっても、確かめられる。受精卵を実験材料にしているいろいろやるということについて「人間の尊厳に反する」という場合、受精卵をもてあそんでいる、というか、受精卵を大事なものとして丁寧に扱うことをしていないといったことを指摘していると解せるからである。なお、今まさに書いたように、この場合の尊厳は「失われる」ことはなく「ある」が、「尊厳に反する」ということはある。

〈尊厳3〉一自らを価値ある／有意義な存在と感ずる自尊感情 dignityの第三の意味は次のように説明されている。

「ある人の尊厳とは、その人が自らの重要さについて持つ感じ(the sense that they have of their own importance)のことである

つまり、この場合の尊厳は、ある人が自らを価値ある・有意義な存在と感ずっている場合に備えているものであって、「自尊感情」と呼ばれることと重なる事態を指している。この意味の尊厳は、自分で現在の自分を肯定的に認められるかどうかを問題にしており、つまり、本来一人称で語られる場面に起源

がある。こういうわけで、この意味での尊厳は主観的なものであり、各自が自らの存在価値といったものについてどう感じているかに関わるため、失われることもあり得ることになる。状態が悪化していったときに、どこかで「もうこうなったら私の尊厳は失われた」と言う場合がこれである。

「尊厳ある死」という表現における「尊厳」は基本的にはこの第三の用法におけるものである。

以上のようにみてくると、実は第二、第三の意味の「尊厳」 **dignity** は、第一の意味に対応する「尊厳」という訳語を安易に使うのではなく、より適切な語を日本の文化の中で探すべきだったと思う。しかし、この訳語がここまで流布している現状では、これは事実として受け入れるしか仕方ないだろう。だが、どういう意味で「尊厳」と言われるのかについて共通理解した上で、言論を展開することが、適切な議論のためには肝要と思われる。

2 「尊厳に反する生」の拒否と「尊厳なき生」の拒否

以上から、「尊厳ある死」という時の「尊厳」には二通りの意味の可能性があることが見えてきた。実際、二通りの意味に応じて、延命を拒否することにつながるような「尊厳ある死」をめぐる言説に、次のような二種を区別することができる。

尊厳に反する治療をしないこと (1) 例えば、スパゲッティ症候群と呼ばれる状態がある。沢山の管が身体の上にとりつけられ、機械に繋がれて生命を維持しているといった有様に接して、人々は身体に非人間的な働きかけをして、無理やり生かしているというように思うことがある。そこで、そのような対応は人の生命を弄ぶことであり、人間の尊厳に反する、と批判し、そのような過剰な生命維持活動をしないほうが、人間の尊厳に相応しいという考えが出てくる。もし、ここでそのような生命維持をしなければ、あるいは中止すれば、それは死を結果するだろうが、それは人間の尊厳を尊重するが故の結果であるという意味で、「尊厳ある死」と言うことが可能である。—このような言説においては、「尊厳」は上の第2の意味で使われている。

このような言説においては、人の尊厳は決して失われるものではない。ただ、その人の尊厳に適った対応をすべきことが言われている。このような文脈で、ある延命策を「徒な」と評価するとき、それは単に「無駄な延命をやめる」ということではなく、「延命を続けることは、その人を冒瀆することになる」という評価が伴っていることになる。この文脈では、尊厳ある死と延命治療中止を結び付けて語る可能性が残っていると考える。

尊厳が失われたので治療をしないこと (2) 例えば、重篤な疾患の進行に伴い、生活をしていく際の各種の介助が次々に必要になっている人がいる。その人は「日常生活の基本的なことを自立してできなくなったら、自分の尊厳は失われる」と考えていて、そうなってまで生きていたくないと、周囲の人々に常々言っている。まさにこの文脈で、この人は「尊厳ある死」について語ることがあるが、それは「尊厳なき生」を拒否することによって到るものである。—このような文脈において、「尊厳」は上の第三の意味で言われている。

このような言説の線上であるにもかかわらず、他者が勝手に本人の尊厳意識を忖度して、「こういう状態になったら、(この人は) もう生きていても意味がない」などと判断するようなことが起こっているおそれがある。これはいってみれば、一人称と三人称の混同という状況であるが、この混同の故に、

「尊厳ある死」についての言説は、常に「あなたはそんな悪化した状態にあるのだから、もう延命をあきらめるほうがいいのではないかと」と、厳しい状況におかれた人に（無言の圧力を含めて）おせっかいな物言いをする傾向につながる恐れをもっている。第二の意味での人の尊厳は、人の状態が悪化するとどこかで失われるようなものではない。他方、第三の意味での人の尊厳は、本人が自らの現在の生を肯定できるかどうかに関わっているのであって、その人の状態と価値観の組み合わせと相関しており、他者がとやかく評価できるものではない。

「尊厳」のあるなしは本人が決めること？ では、第三の意味の尊厳は、本人が失われたと判断するならば、失われたと言い切ってよいのだろうか？先の例で言えば、本人が「日常生活の基本的なことについて他人の世話にならなければならない状態では、私の尊厳は失われる」と言ったら、その人にとってはその通りなのだろうか？否、そのよう状態になった人の「尊厳はもはや失われた」という自己評価から、コミュニケーションを通して、現在の自己を肯定できるようになることはあり得る。そのようになった時、その人において価値観の変容が生じている。ケアは価値観が変容する可能性を考慮に入れつつなされるべきであって、本人が「もはや尊厳は失われた」と言ったらそれまで、というわけではない。このことは個々の意思を尊重することと矛盾することではない。人間同士がコミュニケーションを通して志の共有を図ることとお互いの意思を尊重することとは、両立し得ることである。

このような志の共有化を目指すプロセスを認めないで、尊厳のあるなしについての判断はあくまでも主観的なものだとすると、自殺がそもそも、自殺をする本人からすれば「尊厳なき生の拒否だ」と言うことになる。周囲の者は本人のその判断を認めるしかないのであろうか？そうではないはずだ。となると、尊厳が失われると本人が感じることを、「こういう状態なら本人がそう感じるのももつとまだ」と周囲のものが同意するかどうかの線引きをするという方途が考えられるかもしれない。この線引きに基づいて、周囲の者によって「尊厳を失った状態」と認定されるような状況にあっては、「尊厳なき生の拒否」の結果としての「尊厳ある死」が成り立つことになる。だが、果たしてこのような線引きができるだろうか？

3 尊厳をもって死に到るまで生きる

尊厳を保てるようにケアする 先に触れたように、〈dying〉は「死につつある・死にゆく」とではなく、「死に到る最後の生を生きる」とでも訳すべき意味を持っている。ここから言えば、〈dying with dignity〉は〈尊厳をもって死に到るまで生きる〉ことになる。このようなことが語られる文脈では、死に直面しつつある当人は、このような生を目指して生き方を選択するし、ケアを提供する者たちも、当人が最後まで尊厳をもって、つまり、自らの生を肯定的に見つつ、自尊心を持ちつつ、生きることができるよう、支援しようとする。このようなプロセスで、当人から「もはや私の尊厳は失われた」と言われたら、ケアする者は「どのようにしたら尊厳（自尊心）を回復できるか」を考えて、対応しようとするのであって、「もはや尊厳がない状態なのだから、もう生かそうとはせずに、死を許容するような選択をしよう」などと考えるわけではない。

このことは、安楽死の是非をめぐる考え方の対立と相似的である。つまり、現在の生が生きるに値する生かどうかと、生の質（QOL）を考え、「生きるに値しないほど低い QOL であれば安楽死が許容される」という考え方に対して、緩和ケアの立場は安楽死を認めず、「生きるに値しないほど低い QOL であれば、どうにかして高めよう」と考えるのである。

人生の物語りの終章を語る 死に直面した人が最後の生を死に到るまで、快適で平和で、自尊心をもち、

現在の生を肯定しながら生きることができるためには、身体の状態を適切に保つことのほかに、気持ちや、社会の中での自らの位置・人間関係などについて必要な支援をして、本人が紡ぎ出す自らの人生についての物語りの終章を語り終えられるようにすることが肝要である。それまでの物語りの続きとして現在の生を位置づけ、語れることが、尊厳に関係する。物語の最終部分は、周囲の者が代って語らなければならないが、そうである以上、そこに到る本人の物語りを理解した上で、締め括りをつけなければならない。

延命治療をしないことの意味 本人が自らの生を肯定できるという意味で「尊厳を保ち」つつ、最後の生を生きる場面で、つまり、そのような生を支援するケアの場面で、徒な延命治療をしないことはどう位置づけられるかを考えよう。まず、それは「尊厳なき生を生きることを拒否する」とか、「死の選択」だというようなことでは決してない。そのような考え方は、たとえそこで選ばれる方途が、積極的に死なせることではなく、ただ延命治療をしないことであっても、論理としては安楽死を肯定する論理に他ならないからだ。

あり得るのは次の二つの場合である。

(1) 徒な延命治療をしない・中止するほうが、本人のQOLに好ましい結果をもたらす。この場合、まさに、本人が尊厳を保って最後まで生きるという目的を達成するための手立てとして、徒な延命治療をしない・中止するという方途を選択しているのである。

(2) 徒な延命治療を加えることは、本人の尊厳(第二の意味における)に反するから、それをしない・中止する。これは先にあげた、延命治療を拒否することについての二つの言説のうちの第一のものに相当する。ここで問題になっているのは、本人自身がどう思うかではなく、人(の生)に対して延命目的で働きかけることが、状況によっては人の生を弄ぶことになるということなのである。

どんな状況でも尊厳を保つことが可能と仮定 以上のことから、先に問いとして述べた、「尊厳が失われた」と本人が自己判断するだけでなく、周囲の者がそれをもっともだと認められるかどうかの線引きはどこですか、あるいはそれは可能かという問題は、今や問題ではなくなっている。線引きする必要はないからである。「私の尊厳はもはや失われた」という声に対しては、それを認めるかどうかではなく、尊厳を回復できるようなケアをしようとするのが肝要だからである。原理的に言って、周囲の者は「人はどんな状況になっても、尊厳を保つことが可能である」という仮定にたって、なすべきケアを見出していけばよい、と考える。

だが、このように考えたからといって、徒な延命治療が横行する途を広げているわけではない。徒な延命治療は、それが人の尊厳に反する働きかけである場合に、まさに「徒な」と評価され、否定されるからである。

4 「徒な延命治療はしないで」という思いのあやうさ

最後に、「尊厳死」というと「徒な延命治療をしないこと」と思われる傾向がある現状について、もう一点、このような理解が一般市民に広がったことに伴う、影の部分に言及したい。

助かる可能性があるのに、積極的治療を拒否 現在医療現場で困惑を引き起こしていることの一つに、本人の「徒な延命治療はして欲しくない」という元気なときの発言を根拠に、助かる可能性があるケースであるにもかかわらず家族が治療を拒否するというタイプのケースがある。例えば、それは次のような経過になる。

急性の疾患で救急部に搬送されてき、人工呼吸器を直ちに着けられた患者がいたとしよう（この時点で、これは決して延命治療なのではなく、救急救命のためのものである）。医療側の判断では、緊急手術が必要で、うまくいけば相当程度回復するが、その率は必ずしも高くない。うまくいかなければ、死に至るかもしれない、そうでなくても、単なる延命しかもたらさないかもしれない。だからといってこのまま現状維持を続けても、意識不明のまま長く生きる結果になるかもしれない。ここで医療側は積極的に手術することを勧めたが、それは決してはじめから延命治療としてなされるものではない—結果として延命治療になってしまう可能性はあるが。

さて、この患者は、かつてテレビ番組で「延命医療」という用語と共にその実例に接して、「ああいう状態になって活かされるのは嫌、延命医療はして欲しくない」と感想を述べていた。そこで家族は、本人のその発言を根拠にして、積極的治療を拒んだというのである。だが、果たして本人は、延命医療になるおそれがあるからといって、助かるかもしれないチャンスを棒に振ることを希望していたのだろうか。ここでは「延命医療」という用語が一人歩きして、不確実性を伴う個々の状況の可能性を度外視した判断を結果している。このような場合、医療側は家族が拒否している治療を強行することは事実上無理である。

医療における不確かさ 「延命医療」を「回復の見込みがなく、延命が本人に益をもたらす見込みもない状況で、ただ延命のみを目的として行う治療」のことと理解して話を進めよう。すると、そもそもある医療方針を選択する時に、はじめから「これは延命医療だ」と認識しながら行うことは、現在ではほとんどないと思われる。そういう認識をしていれば開始しないはずだからである。最近話題になった射水市民病院の場合にも、私が知り得た限りの事例では、救命医療として人工呼吸器装着を開始しており、それに延命医療という意味しかないことが明らかになった時に、外す方向の意向がなんらか働いたという経過を辿っている。確かに、がんの末期などではこういう認識が成り立つことがあるだろう。だからこそ、経過を知っている医療者は、がんの末期の状態でも延命治療と分っていることをしようとはしない（家族の希望といった何らかの事情が加われば別だが。また、がんの末期でも救急に運び込まれれば、事情を把握していない救急部の医療者は救急救命措置をしてしまうだろう）。

一般には、救命や治癒のための治療となる見込み（「そういう可能性もある」くらいのこともあるが）があつて、生命維持等を開始する（少なくともそういう建前になっている）。だが、回復の可能性がだんだんなくなっていった結果、今していることを継続することは延命医療でしかないという状況になる。それでもはじめたものはやめられないとして続けるなら「徒な延命医療」と批判される—中止すると、「法的には殺人の疑い」と脅される、というような状況になる。ここで、最初になされる回復の見込みがあるかどうかという判断の難しさを、一般市民も知っておくべきだろう—厳しく査定すると、助かるかもしれない命を見捨てることになるが、だからといって、緩く判断すると「望まれない」いのち（例えば遷延性意識障害のような）を生かされる患者が増える。否、このような簡単なあれかこれかではない。場合によっては、厳しく判断して積極的治療をしなかったために、遷延性意識障害になってしまったが、ゆるく判断して積極的治療をしていればもっと回復しただろう、というようなこともあり得るのである。

どちらを選んでも延命治療という結果になるかもしれない 結果として遷延性意識障害になるといった事態を忌避したいという思いが一般市民の間に広がっていて（そしてそれはある意味でもっともな思いである）、「延命医療はして欲しくない」などと言い残している一家族はそれを根拠に治療を拒否する（ないしは、「歩いて退院できるくらいに回復するのなら積極的治療をして欲しい」といった条件がつく）—回復の可能性のある患者を積極的に治療する妨げになる、といった事例が目立つ。だが、どちら

を選んだらどうなるかが分っているなら、話は簡単なのである。この種の問題においては、どちらを選んだらよいか不確かなのに選ばねばならない（否応なく選ばされる）ところが肝心なのである。だから、一般市民がマスコミ等の報道を見聞きしながら「延命治療はして欲しくない」と思ったということだけでは、治療上の選択に有効ではない。微妙なケースではどの治療方針を選んでも、結果として延命治療になってしまうおそれがあるからである。

さらに言えば、いずれかの治療方針を選んで治療を進めた結果、遷延性意識障害になってしまい、その状態が続いたという場合、そこでなお生命維持を続けることは〈徒な延命治療〉なのだろうか？これを「徒な延命治療」と見るか、わずかでも回復の可能性がある以上、生命力が活動して上向きになるチャンスを提供するために、生命を維持していると見るか、立場によって見解は分かれるだろう。

今後へ向けて一事前指示のあり方 終末期には、死に近づくにつれ、患者が対応する力を欠いた状態になることが多いということから、患者の意思を尊重する医療を進めるためには、患者に対応する力があるうちに、事前指示——advance directive 対応する力を欠く状態になった場合に、起こり得るさまざまな状況に対して、どうして欲しいかという意思を表明しておくこと——をすることが好ましいといわれるようになってきている。事前指示には、起こり得る状況に対応する仕方を指示しておく方法（具体的に起こり得る状況ごとにそれへの対処を指定する仕方と、自分の価値観や人生観を書いておいて、それに基づいて最善を考えてもらうように依頼する仕方がある）と、代理人を指示しておく方法とがある。これらのやり方全てを含むような事前指示が望ましい。

患者の意思を尊重するという観点で事前指示は重要であるが、次のような点から、事前指示を絶対視するわけにはいかない。まず、患者は自分が将来どうなるかを予想しつつ予め指示をするわけだが、その際の患者の予想は、状況を十分理解したもの（informed）とは限らない。自らの将来を予想している限りでは否定的に捉えていたが、実際にそうなってみるとそれほど否定的に考えることではなかったといった経験は誰にでもあるのである。また、事前指示をした時点での患者（対応する力あり）と、実際にその事前指示が検討の対象となるような事態になった時点での患者（対応する力はないが意識はある場合を考える）とが大きく異なってしまう場合がある。対応する力があつた時に、「認知症が進んだ段階で、誤嚥性肺炎を繰り返し、食べられなくなった場合には、もう人工栄養補給などはせずに、自然に衰えて死に至るままにして欲しい」と言っていた患者が、実際にそのようになった時点では「食べたい」と希望し続ける、というような場合がこれである。また、事前指示が、担当の医療者と話し合っただけで合意した上で作成されたものであれば、医療者も納得しているものと言えようが、患者が対応する力がなくなった時点で、これが事前指示だとして家族などから示された場合、医療者はそれについて疑義を抱いたとしても、患者と話し合うことができず、ただ一方的にこうせよと言われるのみということになる。話し合えば患者が意見を変えたかもしれない内容のものを、ただ受け入れなければならないというのはおかしい。

以上のような点から、事前指示は患者の意思を大事にする医療にとっては今後重要なポイントになると思われるが、適切な作成の仕方が必要であり、またそれが絶対的なものではないということに留意すべきであろう。上に述べた事前指示の仕方のうち、自らの人生観や価値観に関わることを書くという面により大きな比重を置くほうが、ケアする者との人間同士の関係において、ケアを進めるという観点からはよいだろう。「こうなったらこうして欲しい」ということもまた、患者が死に到るまで尊厳をもって生きられるようにケアするという文脈の中で位置づけられることが肝要であって、「こうなったら、こうする」という結論だけが独り歩きするようであってはならない。

¹ 「尊厳死」という用語の登場とその後の経過は、大谷いづみが次の諸論考により詳らかにしている。大谷いづみ『いのちの教育』に隠されてしまうこと—『尊厳死』言説をめぐって『現代思想』31(13):180-197, 2003; 同『尊厳死』言説の誕生『現代思想』32(14):142-152, 2004。

² HEALTH CARE ETHICS GUIDE Catholic Health Association of Canada 1991: “70. The Catholic health care facility is *to provide dying persons with care, compassion and comfort*. This ought to include the following:…; the provision of whatever social, emotional and spiritual support is needed and a degree of privacy *that ensures death with dignity and peace*.”

Cf. <http://www.lifeproject.org/home.htm> : “to help all Kansans with advanced chronic and terminal illnesses to live with dignity, comfort and peace”

³ <http://www.emhc.org/programs/homehealth.html> : “through appropriate care and support, the patient can live the last phase of life fully, with dignity and freedom from pain or discomfort.”

⁴ Cobuild English Dictionary の dignity の項には次の三つが載っている。

1) Dignity is behaviour or an appearance which is serious, calm, and controlled; used showing approval. 2) Dignity is the quality of being worthy of respect. 3) Someone's dignity is the sense that they have of their own importance.

⁵ 本論は全体として、次の拙著を背景にしている。清水哲郎『医療現場に臨む哲学』(勁草書房 1997)、『医療現場に臨む哲学II ことばに与る私たち』(同 2000)。また、次の URL も参照：

<http://www.sal.tohoku.ac.jp/~shimizu/>